

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

## I. 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは

### 1. 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の法的な位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営体を育成する施策を総合的に講じ、日本の農業生産の基盤となるような農業経営を確立することを目的に、「農業経営基盤強化促進法」が平成5年に制定されている。

この法に基づき、

都道府県では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（「基本方針」）

市町村では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（「基本的な構想」）

を定めることとなっている。

### 2. 「基本的な構想」の内容

基本的な構想は、他産業並の農業所得（480万円）と労働時間（2,000時間）を確保する効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような、あるべき農業構造を示したものである。

具体的には

(1)市が育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標

(2)育成すべき経営体の目標数

(3)上記の農業経営を営む者に対する農地の利用集積目標

(4)上記の農業経営を目指して経営改善を図ろうとする者（いわゆる認定農業者）への集積支援のあり方

などを定めている。

基本的な構想を策定することにより、認定農業者制度や農地の利用集積事業等が円滑に実施できることとなる。

### 3. 基本的な構想の見直しの時期について

基本的な構想は、平成6年4月に策定し、農業経営基盤強化促進法施行令に基づき、おおむね5年毎に見直すこととなっている（施行令 第2条）。

今回は、平成18年に見直しを行っている。

### 4. 基本的な構想の見直しの法に基づく手続きについて

(1)仙台市農業委員会及び仙台農業協同組合（以下、JA仙台）への意見照会（施行規則第2条）

(2)宮城県との基本的な構想の変更協議及び県からの同意（法第6条の5）

※なお、市が基本的な構想の協議をするときは、上記(1)の意見を記載した書面を添えて、県知事に提出する（法第5条）。

(3)仙台市の決定、公告（法第6条の6）

## Ⅱ. 基本的な構想見直しにあたっての考え方

### 1. 見直しの理由

近年、農業の担い手の高齢化や耕作放棄地の増加などの諸問題が顕在化している中、平成 21 年には農地法改正による企業等の農業参入が可能となり、担い手としての役割が徐々に大きくなりつつある。また、輸出産業としての農業に対する期待も高まっており、農産物や加工品の新たな商品化及び販路開拓の動きが活発化するなど、農業生産の効率化や多様化が求められている。

仙台市においては、「仙台市農業基本計画」の中で、「農業の担い手について意欲ある生産者が、個性に富んだ創造的な農業を営み、活躍できるよう育成を図る」こととしており、こうした国内外の農業を取り巻く環境の変化にも迅速に対応し、収益力のある効率的な農業を実現するために本構想を見直すものである。

### 2. 農業経営の動向と見直しの方向性

#### (1) 動向

本市においては、農家戸数や農地の減少、従事者の高齢化といった状況がある中、担い手である認定農業者数は増加しているが、認定農業者への農地の集積はまだ充分ではない。しかし、これまで転作作物の栽培が主であった集落営農組織で、地域内農地の引受先として、水稻栽培に取り組む組織も見受けられるようになった。

経営体の傾向としては、稲作を行っている個別経営体は、集落営農の組織化・法人化への集積により若干減少し、組織経営体が増加した。今後もこの傾向は続くと推測されるが、一方で個人での営農意欲が強い農家も多い。

経営内容としては、大規模な施設野菜の生産や加工・販売などの 6 次産業化に取り組む経営体が個人・法人を問わず散見される。食の安全・安心など食に対する関心の高揚を背景に飲食店や加工業者による地域食材の掘り起こしの動きが活発化しているとともに、6 次産業化の優良事例などが、こうした動きを牽引していると想定される。

震災は本市の農業に甚大な被害をもたらしたが、発災前以上に所得を確保できる農業経営を目指し、津波被災地のほ場整備による農地の大規模区画化や集約化、新たな組織化などの検討が進んでいる。

#### (2) 見直しの方向性

- ①認定農業者や集落営農組織への農地の集積を一層進める。特に、仙台東部・四郎丸地区については、ほ場整備等の事業の実施と併せ、大規模区画化と農地集積を促進する。
- ②集落営農組織や複数の経営体を中心に法人化を推進する。
- ③土地利用型農業を担い手に集約して生み出される労働力を活用し、新たな技術や管理手法を取り入れた収益性の高い施設園芸への取り組みや、地場農産物を活かした農家レストランや農産加工など 6 次産業化を推進する。

※見直しにあたっては、農業経営基盤強化促進法に基づき、宮城県の基本方針（平成 24 年 3 月改正）に則しながら策定する必要がある。（参考資料 1）

### Ⅲ. 基本的な構想見直しの概要

#### ○ 目標年次の変更 平成 26 年度目標→平成 32 年度目標

#### 「第 1 農業経営基盤強化の促進に関する目標」の見直し ……本文 P.1～P.2

##### 1 農業の現状

- ・国内外の農業を取り巻く状況の記述を追加する。
- ・東日本大震災による津波被災地区の状況と動向に係る記述を追加する。

##### 2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

##### (1) 農業の振興方向

- ・集落営農組織等での大規模施設園芸への取り組みや、農家レストランや農産加工など 6 次産業化を推進していく記述を追加する。

##### (2) 優良農地の確保

- ・ほ場整備事業を推進していく旨の記述を追加する。

##### (3) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

- ・法人形態への誘導を推進していく旨の記述を追加する。

#### 「第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標」の見直し ……本文 P.3～P.5

		現行計画(H26 目標)	見直し計画(H32 目標)
営農 類 型	個別 経営 体	7類型 ①稲作+大豆+大麦(借地型)、②稲作+大豆+ 大麦(作業受託型)、③施設野菜+稲作、④露地野 菜+稲作、⑤施設野菜、⑥施設花き、⑦酪農	7類型 ①稲作+大豆+大麦(借地型)、②施設野菜+ 稲作、③露地野菜+稲作、④施設野菜、⑤施設 花き、⑥酪農、⑦農家レストラン
	組織 経営 体	1類型 ①稲作+大豆+大麦(45ha 規模)	5類型 ①稲作+大豆+大麦(100ha 規模)、②稲作+ 大豆+大麦(45ha 規模)、③稲作+農産加工、 ④「稲作+施設野菜」、⑤「施設野菜」

#### < 営農類型の見直しの内容 >

##### (1) 個別経営体

- ・個別経営体に取り組む 6 次産業化の典型的な類型として、農家レストランを追加

##### (2) 組織経営体

- ・土地利用型農業の営農類型については 45ha 規模のみであったが、農地集積による経営規模の大規模化を図り、効率的な農業経営を促進することから、100ha 規模の類型を追加
- ・収益性が高い 6 次産業化の取り組みを推進するための類型を追加
- ・生産性の高い施設野菜への取り組みを推進するため 2 つの類型を追加

**「第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項」の見直し……本文 P.6～P.7**

**1. 基本的な考え方**

経営体や農地集積などの目標や、今後の見直しについては、これまでのすう勢を踏まえつつ、東部地区において被災後経営体の再編成が行われている現状や、市として誘導していききたい方向性を勘案して目標経営体数を算定する。(参考資料2)

**2. 経営体（担い手）目標数**

現行計画(H26 目標)	見直し計画(H32 目標)
385 経営体 (個別経営体 375、組織経営体 10)	315 経営体 (個別経営体 280、組織経営体 35)

**<経営体数の目標設定の考え方>**

これまで家族を中心とした個別経営体が主体であったが、多様な人材を活用し、作業の効率化を進めることが可能な組織経営体への誘導を図る。特に東部の被災地域では機械・施設の共同利用による、一層の組織化を進める必要がある。

なお、組織経営体には複数の農家が参画するため、見かけの経営体数は減るものの、関わる農家数は増加する。

**3. 経営体への利用集積目標**

	現行計画(H26 目標)	見直し計画(H32 目標)
集積率	集積率 74%	集積率 74%(変更なし)
集積目標面積	3,488ha(集積率:74%) 田:3,230ha(集積率:78%) 畑:258ha(集積率:47%)	3,389ha(集積率:74%) 田:3,114ha(集積率:80%) 畑:275ha(集積率:40%)
農地面積	4,720ha	4,606ha

**<農地集積の目標設定の考え方>**

- ・かい廃によって農地面積は減少するが、経営体は増加傾向であることから、利用集積目標は現状維持とする。
- ・水田については、離農あるいは野菜、6次産業などに経営をシフトする農家から、集落営農組織、農業法人などに委託される動きがあるため、集積率が上がる。
- ・見直しの農地面積については、農地の転用等を考慮したもので設定する。

**「第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」及び「第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項」の見直し……本文 P.8～P.27**

「農業経営基盤強化促進法基本要綱制定」に伴い、「農業経営基盤強化促進法の運用について」、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」が廃止されたこと等による、記述の訂正を実施する。

## IV. 添付資料

- (1) 資料 1-1…農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案）
- (2) 参考資料 1…農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（宮城県）の変更点について
- (3) 参考資料 2…これまでの経営体数の推移と H32 年の目標、経営体への農地の集積イメージ図

## V. 今後のスケジュール

平成 25 年 2 月 6 日	仙台市農政推進協議会
平成 25 年 2 月中旬	仙台市農業委員会、JA 仙台に見直し案の提示
平成 25 年 2 月下旬	農業委員会及び J A 仙台からの意見への回答
平成 25 年 3 月	県へ基本的な構想(案)の協議書提出 ※仙台市農業委員会、J A 仙台からの意見書添付
平成 25 年 3 月	協議書提出を受け、県から同意予定
平成 25 年 3 月	基本的な構想の公告